平成２７年（フ）第２２５号
岐阜県各務原市蘇原申子町１丁目67番地１（アン・ジュール　１－Ｃ）
債務者　越智　由佳
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６３号
名古屋市東区大幸２丁目６番２号　第２幸荘203号
債務者　大内ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７５号
埼玉県桶川市大字坂田1599番地の３
債務者　古平　朋宏
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　光昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
岐阜市水海道１－５－５　岐東コーポラス102、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原月丘町１丁目１番地１（月丘団地１棟　101）
債務者　水野　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
岐阜県関市武芸川町八幡1406番地２
債務者　西村　裕昭
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野寿哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
岐阜県関市武芸川町八幡1406番地２
債務者　西村あや子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野寿哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４８号
京都市山科区音羽西林33番地２　ファインフラッツ山科音羽川304
債務者　古美術沙沙紀こと　佐々木惠子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石地　春樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８０号
仙台市泉区市名坂字野蔵50番地の70　リバーサイドハイツ202
債務者　菅野　麻衣
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
宮城県塩竈市南錦町１番１号
債務者　遠藤　　一
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
仙台市泉区歩坂町55番18号　アクティブパレス百合ヶ丘Ｄ棟３－１
債務者　千葉　一幸
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原144番地１　西松建設宿舎Ｃ棟223
債務者　坂下　　敦
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目56番地の２　ニュー郷ケ丘Ａ108
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３３５号
愛知県海部郡蟹江町緑２丁目102番地
債務者　男成　政和
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県姫路市田寺２丁目５番６号　パークサイド田寺101号
債務者　坊垣　武司
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋1113番地の２　ヒューマンコート魚橋Ⅱ－201号
債務者　梶浦　由香
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９６号
兵庫県姫路市北新在家２丁目１番７号
債務者　田路　昌代
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部